

一般社団法人 国際社会福祉協議会日本国委員会

定 款

平成 24 年 6 月 25 日 認可

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人国際社会福祉協議会日本国委員会と称し、英文の呼称を、Japanese National Committee of the International Council on Social Welfare (略称 JNCICSW) とする。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都千代田区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、国際社会福祉協議会定款に規定する義務を履行し、その発展に協力し、あわせて国内に国際社会福祉協議会の事業に関する理解と協力を促進することにより、社会福祉の分野における国際交流が増進することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際社会福祉協議会本部、地域事務局及び各国国内委員会との連携
- (2) 国際社会福祉会議その他によるわが国社会福祉事業の海外紹介
- (3) 国際社会福祉会議その他により伝えられる海外社会福祉事業の資料及び情報の関係方面に対する提供
- (4) 前各号の事業を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 社員は、この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体とする。

(社員資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書を理事長に提出しなければならない。

2 入会は、社員総会においてその可否を決定し、理事長が本人に通知するものとする。

(会費)

第7条 社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を理事長に提出して、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。この場合、その社員に対し、社員総会の日から一週間前にその旨を通知し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 理事長は、除名した社員にその旨を通知する。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、社員は、次に掲げる事由によって、その資格を喪失する。

(1) 総社員の同意があったとき。

(2) 当該社員が死亡し、又は社員である団体が解散したとき。

(3) 第7条の会費を2年以上支払わなかったとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 すでに納入した抛出金品等は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並にこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 この法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催する。
- 3 臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を書面で示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会を招集するには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、二週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長とする。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、総社員の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。候補者の合計数が第 21 条の定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決による議決権行使)

第 19 条 社員総会に出席できない社員はあらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した社員の中から選任した議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印するものとする。

3 議事録は、主たる事務所に、10 年間、備え置かなければならない。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 21 条 この法人に、次の役員をおく。

(1) 理事 3 名以上 5 名以内。

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち 1 名を常務理事とする。

4 2 項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法

人法」という。) 上の代表理事とし、3 項の常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会において、理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。

3 常務理事は、この法人の業務を執行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第 25 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 27 条 役員は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき、又は、理事長に事故あるときは、常務理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも一週間前までに通知しなければならない。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 議事録は、主たる事務所に、10年間、備え置かなければならない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成して定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類を主たる事務所に、5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 事務局

(設置等)

第 37 条 この法人の事務を執行するため、事務局を設ける。

2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任命する。ただし、その他の職員は理事長が任命する。

4 前各項に定めるもののほか、事務局に関する事項は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 39 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 40 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告)

第 42 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第 11 章 補則

(委任)

第 43 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、社員総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 34 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は長尾立子及び業務執行理事は松寿庶とする。